

資源循環支援業務

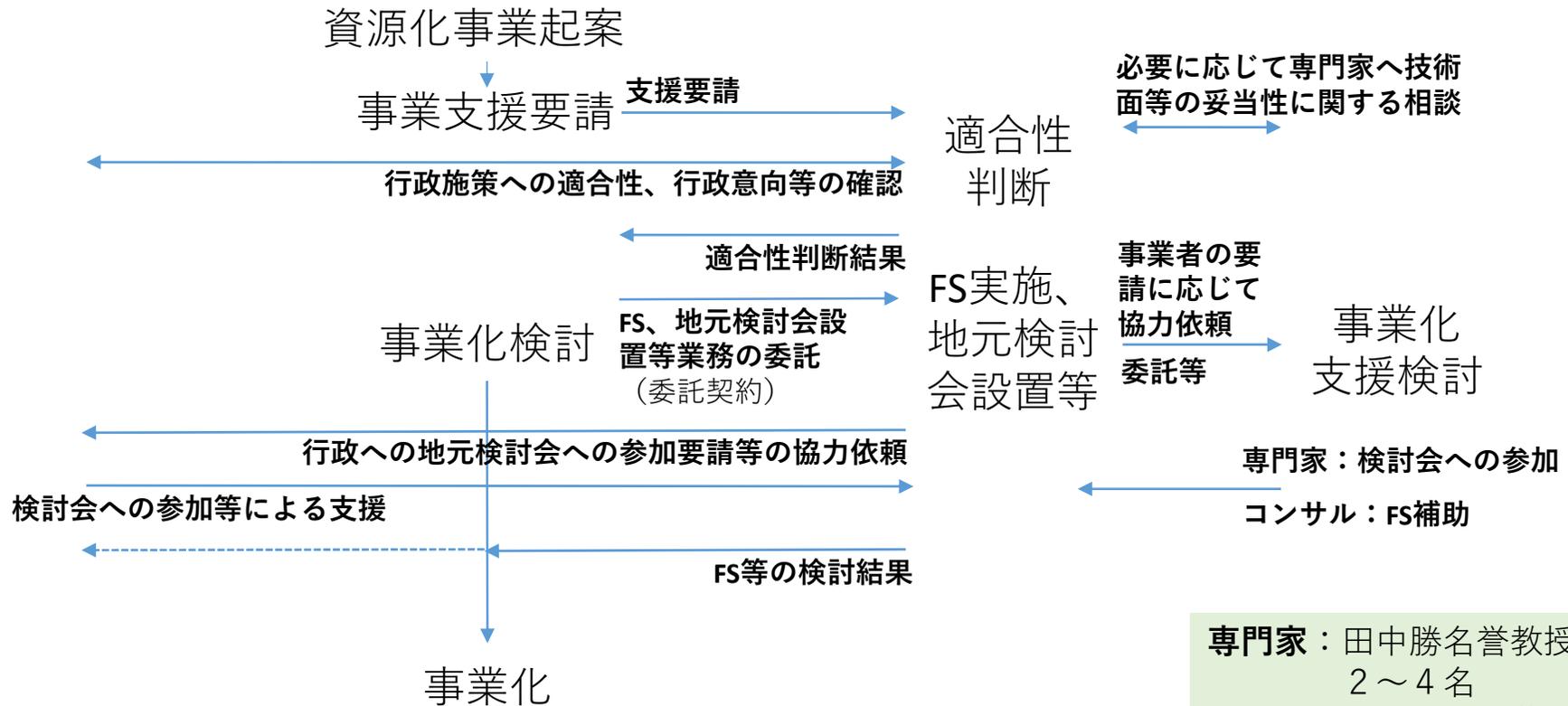
支援対象 (次のいずれをも満たすもの)

- 1) 循環型社会形成に資する公益性のあるもの
- 2) 国、行政の施策に沿うもの
- 3) 地域の廃棄物資源を一体的に資源化し地域へ還元するもの
- 4) 複数の企業・自治体等の協同により効率的な資源化を行うもの

業務の目的、効果

- ① 資源化、適正処理推進
- ② 業振興、地域振興

行政 廃棄物処理会社等事業者 産廃財団 専門家、コンサル



専門家：田中勝名誉教授ら
2～4名
コンサルタント：公募

支援適合性判断要件

次の各要件をすべて満たす計画等が支援対象となります。

1) 循環型社会形成に資する公益性のあるもの

- ・ 民間主導で地域の広範の廃棄物資源を有効に活用して合理的に資源化を進めるもので、行政にとって有益となり得るもの

2) 国、行政の施策等に反しないもの

- ・ 環境基本法、廃棄物処理法、各種リサイクル法や条例等の関係法令の主旨に沿うもの
- ・ 行政、地域住民が賛同し得ると考えられるもの

3) 地域の廃棄物資源を一体的に資源化し地域へ還元するもの

- ・ 地域の産業廃棄物、一般廃棄物を分けへだてなく一体的に資源化し、得られるエネルギーを地域へ還元するもの

4) 複数の企業・自治体等の協同により効率的な資源化を行うもの

- ・ 協業企業・自治体等は資源化事業に直接関わり得る者で、廃棄物処理業、排出事業者、電力会社、プラントメーカー、自治体等を想定
- ・ 2者以上でかつ地元企業1社以上を含んで計画を進めるもの
- ・ 単独企業での計画よりもメリットが得られると判断できる計画